

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(住民1人当たりの公園の敷地面積の標準)

第1条の2 本市の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(公園の配置及び規模の基準)

第1条の3 次の各号に掲げる公園を設置する場合においては、当該各号に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
 - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
 - (4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯等総合的な利用に供されるもの 容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とする。
- 2 市が主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の4 一の公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合(以下「公園施設面積割合」という。)は、当該公園の敷地面積が2,000平方メートル以上である場合にあっては100分の2、当該公園の敷地面積が2,000平方メートル未満である場合にあっては100分の4を超えてはならないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における公園施設面積割合は、当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号に規定する場合 公園の敷地面積の100分の10を限度として前項に規定する公園施設面積割合を超えることができる。
 - (2) 政令第6条第1項第2号に規定する場合 公園の敷地面積の100分の20を限度として前項に規定する公園施設面積割合を超えることができる。
 - (3) 政令第6条第1項第3号に規定する場合 公園の敷地面積の100分の10を限度として前項に規定する公園施設面積割合を超えることができる。
 - (4) 政令第6条第1項第4号に規定する場合 公園の敷地面積の100分の2を限度として前項に規定する公園施設面積割合を超えることができる。
- 3 政令第8条第1項の規定により定める一の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないものとする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第1条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項の都市公園移動等円滑化基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものの移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならない。

第2条 削除

(行為の禁止)

第3条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類(栃山川自然生態観察公園にあつては動物)を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (8) 公園をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障がある行為として市長が禁止すること。

(行為の制限)

第4条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画等の撮影をすること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上支障を及ぼすおそれがあると認める行為
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の位置、行為の内容、行為の期間、行為の使用面積その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

第5条 削除

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理の許可又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の構造
 - オ 公園施設の管理の方法
 - カ 工事実施の方法
 - キ 工事の着手及び完了の時期
 - ク 公園の復旧方法

- ケ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 管理の目的
 - イ 管理の期間
 - ウ 管理する公園施設
 - エ 管理の方法
 - オ その他市長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 変更する事項
 - イ 変更する事由
 - ウ その他市長の指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第7条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの(添付書類)

第8条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

第9条及び第10条 削除
(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者(以下「設置者等」という。)は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が別に納期を指定したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、占用の許可を受けた場合の使用料の納期限は、当該許可の日から起算して30日以内に市長が指定する日までとする。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の占用の期間に係る使用料の納期限は、当該年度分につき、当該年度の6月30日までとする。

第11条の2 公園の有料施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けるとともに、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が別に納期を指定したときは、この限りでない。

(使用料の算定方法)

第12条 第11条の使用料の算定は、次に掲げるところによる。

- (1) 年をもつて計算の単位としているものでその期間が1年に満たないときは、月割計算とし、1月未満の端数があるときは、1月とする。
- (2) 月をもつて計算の単位としているものでその期間が1月に満たないとき、又は1月に満たない端数があるときは、1月に切り上げる。
- (3) 平方メートルをもつて計算の単位としているもので、その面積が1平方メートルに満たないとき、又は1平方メートルに満たない端数があるときは、1平方メートルに切り上げる。
- (4) メートルをもつて計算の単位としているもので、その長さが1メートルに満たないとき、又は1メートルに満たない端数があるときは、1メートルに切り上げる。
- (5) 使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

- 2 法第2条第2項に規定する公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有する場合(競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのための仮設工作物を設ける場合を除く。)において、当該占有の期間が1月未満のときの使用料の額は、別表第1及び前項の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公園を利用するとき 免除
- (2) 規則で定める障害者団体がその事業のために第4条第1項第1号から第4号までに掲げる行為を行うとき又は第11条の2の有料施設を使用するとき 免除
- (3) その他市長が必要と認めるとき 市長が定める額を減額又は免除

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公園の維持管理のため、市長が行為、使用又は占有の許可を取り消したとき。
- (2) 行為、使用又は占有の許可を受けた者の責めによらない理由で、行為、使用又は占有ができなかつたとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 行為、使用又は占有の許可を受けた者は、その許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸し、若しくは使用させてはならない。

(権利の継承)

第16条 相続又は法人の合併により設置者等から権利を承継しようとする者は、これを証明する書類を添えて市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(監督処分)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障を生じた場合
 - (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- (工作物等を保管した場合の公示事項)

第18条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
 - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
 - (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- (工作物等を保管した場合の公示の方法)

第19条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、焼津市公告式条例(昭和25年焼津市条例第8号)第2条第2項の掲示場(以下「掲示場」という。)及び規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第22条において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を掲示場に掲示し、及び市の広報紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第20条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第21条 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第22条 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第23条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (7) 第17条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(公園の区域の変更及び廃止)

第24条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第25条 第3条から第23条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第25条の2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、公園(法第5条第1項の規定により公園施設の管理の許可を受けた者が管理する当該公園施設を除く。)の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第4条第1項及び第3項並びに第11条の2の許可に関する業務
- (2) 第4条第1項及び第3項並びに第11条の2の許可に係る使用料の収納に関する業務
- (3) 公園の維持管理に関する業務(市長が別に定める業務を除く。)

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
- 2 前項の規定に基づき指定管理者が同項各号に掲げる業務を行う場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第4条第1項</u>	市長の	指定管理者の
<u>第4条第2項</u>	市長に	指定管理者に
<u>第4条第3項から第5項まで</u>	市長	指定管理者
<u>第6条</u>	市長	市長又は指定管理者
<u>第11条の2</u>	市長の	指定管理者の
<u>第13条</u>	市長は	市長又は指定管理者は
	使用料	市長にあつては別表第1に定める使用料のうち占有する場合に係るもの、指定管理者にあつては市長が定める基準に従い別表第1に定める使用料のうち行為をする場合に係るもの及び別表第2に定める使用料
<u>第14条第1号</u>	市長が行為、使用又は占有	市長が占有の許可を取り消し、又は指定管理者が行為若しくは使用
<u>第17条第1項</u>	市長	市長又は指定管理者
	この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずる	市長にあつては行為の中止、原状回復又は公園からの退去を命ずること、指定管理者にあつてはこの条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更する
<u>第17条第2項</u>	市長	市長又は指定管理者
	前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずる	市長にあつては行為の中止、原状回復又は公園からの退去を命ずること、指定管理者にあつてはこの条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更する

(罰則)

第26条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条(第25条)において準用する場合を含む。)の規定に違反して第3条各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第4条第1項又は第3項(第25条)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第4条第1項各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第17条第1項又は第2項(第25条)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者
- 2 詐欺その他の不正の手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各項の過料を科する。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(大井川町の編入に伴う経過措置)

- 2 大井川町の編入の日(以下「編入日」という。)前に大井川町都市公園条例(平成2年大井川町条例第11号。以下「編入前の大井川町条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 編入日前に編入前の大井川町条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料で、平成21年3月31日までの占用その他の行為に係るものについては、編入前の大井川町条例の規定の例による。
- 4 編入日前にした編入前の大井川町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、編入前の大井川町条例の規定の例による。
附 則(昭和39年3月31日条例第7号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
(他の条例の廃止)
 - 2 焼津市公園土地使用料条例(昭和2年焼津市条例第15号)は、廃止する。
(経過措置)
 - 3 この条例施行の際現に許可を受けた者は、この条例の規定による許可を受けたものとみなす。
附 則(昭和40年10月7日条例第22号)
(施行期日)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(昭和42年3月31日条例第17号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(昭和48年3月31日条例第9号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
附 則(昭和48年6月22日条例第26号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(昭和52年3月31日条例第9号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、昭和52年4月1日以後公園を占有する場合の占用料について適用し、同日前の占用料については、なお従前の例による。
附 則(昭和54年10月1日条例第17号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(昭和55年3月27日条例第14号)
この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
附 則(昭和60年4月1日条例第18号)
この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
附 則(平成元年3月31日条例第26号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の規定による改正後の焼津市都市公園条例の規定に係わらず、施行日前に受理した使用申請に係る使用料については、なお従前の例による。
附 則(平成4年12月24日条例第36号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の規定による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、施行日前の使用又は占有(以下「使用等」という。)許可であって、使用等の期間が2会計年度以上にわたるものに係る初

年度の使用料及び当該期間が2会計年度以上にわたらないものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月2日条例第14号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第29号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に受理した使用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年12月19日条例第46号)
この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第6号)
この条例は、平成12年5月1日から施行する。

附 則(平成17年10月14日条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第4号の改正規定(「鳥獣類」の次に「(栃山川自然生態観察公園にあっては動物)」を加える部分に限る。)は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年6月27日条例第23号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月7日条例第105号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の許可に係る使用料及び施行日前の許可に係る使用料で平成21年4月1日以後の期間の占用その他の行為に係るものについて適用し、施行日前の許可に係る使用料で平成21年3月31日以前の期間の占用その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成23年12月22日条例第21号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第15号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月20日条例第41号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第13条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月28日条例第16号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月28日条例第22号)
(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の第12条第2項の規定は、第1条の規定の施行の日以後の占用の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の第12条第2項、別表第1及び別表第2の規定は、第2条の規定の施行の日以後の占用その他の行為及び使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使

用料については、なお従前の例による。
別表第1(第11条、第12条関係)

区分		単位	使用料
1 行為をする場合	(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為	1平方メートル1日につき	30円
	(2) 業として行う写真又は映画等の撮影	1台1月につき	2,390円
	(3) 興行	1平方メートル1日につき	30円
	(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	面積によるもの	30円
		面積によりがたいもの	1,010円
2 占用する場合	(1) 電柱、支柱、標識その他これらに類するもの	1本1年につき	840円
	(2) 電話柱(電柱であるものを除く。)その他これに類するもの	1本1年につき	750円
	(3) 公衆電話所	1か所1年につき	1,500円
	(4) 鉄塔その他これに類するもの	1基1年につき	1,500円
	(5) 上下水道管、ガス管その他の地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	32円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	45円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	68円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	90円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	140円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	180円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	320円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	450円
		外径が1メートル以上のもの	900円
	(6) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのための仮設工作物	1平方メートル1日につき	30円
	(7) その他占用物件	1平方メートル1月につき	30円

別表第2(第11条の2関係)

区分	単位	使用料
照明施設	2時間	3,250円